

【調査のあらましと利用上の注意】

1 2020年農林業センサスの概要

(1) 調査の目的

2020年農林業センサスは、平成27年を調査年とする農林業構造統計（統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計）を作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的として実施した。

(2) 調査期日

2020年2月1日現在で実施した。

(3) 調査方法

- 農林業経営体調査については、農林水産省－都道府県－市区町村－指導員－調査員の実施系統で行う調査員調査で、農林業経営体による自計調査により実施した。
- 農山村地域調査については、農林水産省－地方統計組織の実施系統で行い、市区町村調査については、オンライン又は往復郵送調査とし、農業集落用調査は、農業集落精通者に対する自計調査又は調査員の面接調査とした。

2 利用上の注意

(1) 数値について

- ア 数値の単位未満は四捨五入してあるので、総数と内訳を合計したものとが一致しない場合がある。
イ 表中に使用した符号は次のとおりである。

「－」は事実のないもの

「…」は調査を欠くもの

「0」は単位に満たないもの

「△」は減少したもの

「x」は秘匿措置をしたもの。表章地域範囲内に存在する調査客体数が2以下の場合は、秘匿措置を講じることとし、客体総数のみを掲載し、他の項目は「x」とした。

【用語の解説】

(1) 農林業経営体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する者をいう。

ア 経営耕地面積が30a以上である

イ 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の物的指標に示す規模以上の経営を営んでいる

①露地野菜作付面積	15a
②施設野菜栽培面積	350平方メートル
③果樹栽培面積	10a
④露地花き栽培面積	10a
⑤施設花き栽培面積	250平方メートル
⑥擡乳牛飼養頭数	1頭
⑦肥育牛飼養頭数	1頭
⑧豚飼養頭数	15頭
⑨採卵鶏飼養羽数	150羽
⑩ブロイラ一年間出荷羽数	1,000羽
⑪その他	

調査期日前1年間ににおける農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模

ウ 農作業及び選果選別等の受託（農業サービス）を行っている

エ 保有山林面積が3ha以上で、過去5年間に育林又は伐採を行っている

オ 保有山林面積が3ha以上で、2020年を計画期間に含む「森林経営計画」を作成している

カ 委託を受けて造林・保育を行っている

キ 委託を受けてまたは立木を購入して200立方メートル以上の素材生産を行っている

・農業経営体

「農林業経営体」のうち、ア、イ、ウのいずれかに該当する者をいう。

・林業経営体

「農林業経営体」のうち、エ、オ、カ、キのいずれかに該当する者をいう。

・家族経営体

1世帯（雇用者の有無は問わない。）で事業を行う者をいう。なお、農家が法人化した形態である一戸一法人を含む。

・組織経営体

世帯で事業を行わない者（家族経営体でない経営体）をいう。

(2) 組織形態別

・法人化している（法人経営体）

農林業経営体のうち、法人化して事業を行う者をいう。（一戸一法人を含む。）

・農事組合法人

農業協同組合法に基づき、「組合員の農業生産について協業を図ることにより、共同の利益を増進すること」を目的として設立された法人をいう。

・農協

農業協同組合法に基づき組織された組合で、農業協同組合、農協の連合組織が該当する。

・森林組合

森林組合法に基づき組織された組合で、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当する。

・その他の各種団体

農業保険法に基づく農業共済組合や農業関係団体、または森林組合以外の組合等の団体が該当します。

・地方公共団体・財産区

地方公共団体とは、都道府県及び市区町村をいう。財産区とは、地方自治法に基づき、市区町村の一部を財産として所有するために設けられた特別区をいう。

(3) 土地

・経営耕地

調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。

経営耕地＝所有地（田、畑、樹園地）－貸付耕地－耕作放棄地＋借入耕地

・借入耕地

他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。

・貸付耕地

他人に貸し付けている自己所有耕地をいう。

・耕作放棄地

以前耕作していた土地で、過去1年以上作付けをせず、この数年の間に再び作付けする意思のない土地をいう。

(4) 農業経営組織別

・単一経営

農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の経営体をいう。

・複合経営

準單一複合経営(農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割以上8割未満の経営体をいう。)及び複合経営(農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割未満の経営体をいう。)を合わせた経営体とした。

(5) 農家等

・農家

調査期日現在で、経営耕地面積が10a以上の中農業を営む世帯又は経営耕地面積が10a未満であっても、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あつた世帯をいう。

「農業を営む」とは、営利又は自家消費のために耕種、養畜、養蚕、又は自家生産の農産物を原料とする加工を行ふことをいう。

・販売農家

経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

・自給的農家

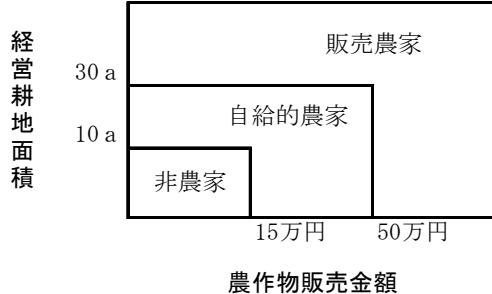
経営耕地面積が30a未満、かつ調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。

・土地持ち非農家

農家以外で耕地及び耕作放棄地を、合計で5a以上所有している世帯をいう。

・林家

調査期日現在の保有山林面積が1ha以上の世帯をいう。



(6) 主副業別

・主業農家

農業所得が主(農家所得の50%以上が農業所得)で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。

・準主業農家

農外所得が主(農家所得の50%未満が農業所得)で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。

・副業的農家

調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない農家(主業農家及び準主業農家以外の農家)をいう。



65歳未満の世帯員の自営農業への従事日数

・農業専従者

調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事した者をいう。

(7) 販売農家の家族労働力

・農業従事者

15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいう。

・農業就業人口

農業従事者のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者、農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち自営農業が主の者をいう。

・基幹的農業従事者

農業就業人口(自営農業に主として従事した世帯員)のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。

(参考) 世帯員の就業状態区分

		仕事への従事状況			
		自営農業のみに従事	自営農業とその他の仕事の両方に従事	自営農業従事日数が多い	その他の仕事への従事日数が多い
ふだんの主な状態	仕事が主	主に自営農業	基幹的農業従事者		
		主に他に勤務			農業従事者
		主に農業以外の自営業			農業就業人口
		主に家事・育児			
		主に学生			
		その他			